

高槻市こども計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について
（実施概要）

国は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法律として、こども基本法（令和5年4月1日施行）を制定しました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

同法においては、こども施策の推進を図るため、具体的な取組などを示すものとして、国は「こども大綱」を策定することとされ、都道府県及び市町村は「自治体こども計画」を定めるよう努めることとされています。

高槻市では、これまでも他の自治体に先駆けて、公立小中学校の学校給食無償化の実施や、令和7年4月からは18歳までの児童に係る医療費を無償化していくなど、安心して子どもを産み、育てられる環境整備を進めていますが、この度、こども基本法が制定されたことを受け、更なるこども施策の推進を図るため、「高槻市こども計画」（素案）を策定しました。

つきましては、計画の策定に当たって参考とさせていただくため、下記のとおり市民の皆様から、素案に対する意見を募集します。

● 意見募集期間

令和6年12月20日（金）から令和7年1月20日（月）まで

● 応募方法

住所及び氏名（団体名の場合は、所在地、団体名及び代表者名。以下同じ）を記入し、令和7年1月20日（月）までに、子ども育成課へ直接持参するか、郵送（当日消印有効）、ファックス、又は市ホームページの簡易電子申込によりご提出ください。

【宛先】 〒569-0067 高槻市桃園町2番1号 高槻市子ども未来部子ども育成課

【ファックス】 072-675-8648

※ 電話や口頭でのご意見及び住所・氏名の記入がない場合は受付できません。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

※ ご記入いただいた個人情報は、このご意見募集の目的以外には使用いたしません。

● 市ホームページに掲載するほか、子ども育成課（市役所総合センター7階）、高槻子ども未来館、子育て総合支援センター、行政資料コーナー、各支所、各公民館、各コミュニティセンター（工事期間中のセンターがありますのでご注意ください。）で閲覧できます。

【問合せ先】 高槻市子ども未来部子ども育成課（電話番号：072-674-7174）